

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成21年8月21日金曜日 第2093号

◆ 目 次 ◆
告 示

 道路の位置の指定.......768

第2093号

公 售

平成20年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済 事業の経営状況の公表.......768

告 示

○愛媛県告示第1074号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出年月日
藤原ショッピングセンタ	松山市藤原二丁目 8	大規模小売店舗において小売	ダイキ株式会社ほか	株式会社ビッグ・エ	平成21年	平成21年
	番 1 外	業を行う者	1者	スほか1者	6 月18日	8月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1075号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。 法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予 地方局今治土木事務所及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町 119 番地 1

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

越智郡上島町岩城5563番2から同町岩城5568番3までの地 先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+348メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町岩城5572番1地先の護岸天端に設置された金属鋲)は、北緯34度16分06秒、東経133度09分32秒の地点

1 点は、基点から真北 212 度46分41秒 84 82 メートルの地 点

2点は、1点から真北202度03分47秒2.16メートルの地点

3点は、2点から真北209度19分13秒3.00メートルの地点

4点は、3点から真北207度21分32秒299メートルの地点

5点は、4点から真北205度45分49秒299メートルの地点

6点は、5点から真北203度28分54秒299メートルの地点

7点は、6点から真北200度46分59秒299メートルの地点

8点は、7点から真北 198 度58分32秒2 84メートルの地点

9点は、8点から真北 195 度59分48秒2 84メートルの地点 10点は、9点から真北 104 度41分57秒1 30メートルの地点

11点は、10点から真北 194 度39分11秒3 40メートルの地点

11点は、10点がら其心154及55月1105 40メートルの地点

12点は、11点から真北 284 度37分38秒1 22メートルの地点 13点は、12点から真北 190 度37分34秒3 .18メートルの地点

14点は、13点から真北 189 度38分45秒3 .78メートルの地点

15点は、14点から真北 186 度24分38秒3 20メートルの地点

16点は、15点から真北 183 度16分44秒3 20メートルの地点

ウ面積

69 .78平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城5563番2から同町岩城5569番2までの地 先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町岩城5572番1地先の護岸天端に設置された金属鋲)は、北緯34度16分06秒、東経133度09分32秒の地点

A 点は、基点から真北 209 度11分47秒 65 36 メートルの地 点

B点は、A点から真北 213 度36分51秒 19 62 メートルの地 点

C点は、B点から真北 192 度10分56秒8 88メートルの地点 D点は、C点から真北 181 度45分51秒 39 .16 メートルの地 =

E点は、D点から真北 274 度06分24秒 13 49 メートルの地 占

F点は、E点から真北 356 度55分51秒 27 50 メートルの地 点

G点は、F点から真北11度39分49秒2 55メートルの地点 H点は、G点から真北26度34分21秒3 58メートルの地点 I点は、H点から真北32度51分07秒 39 .75 メートルの地点

ウ 面積

763 24平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約30平方メートル 護岸用地 約40平方メートル

4 出願年月日

平成21年7月27日

○愛媛県告示第1076号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称 宇和都市計画道路 7・5・5 栄町通り線

2 都市計画を定める土地の区域西予市宇和町卯之町二丁目、三丁目

○愛媛県告示第1077号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称 宇和都市計画道路 7・7・6 馬場通り線

2 都市計画を定める土地の区域西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目

○愛媛県告示第1078号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後		
宇和都市計画道路	宇和都市計画道路		
II・1・1 駅前通り線	3・5・3 駅前通り線		

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町二丁目、三丁目

○愛媛県告示第1079号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路	宇和都市計画道路
I・小・2 郷別所線	3 · 6 · 4 馬場別所線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目、神領
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目

○愛媛県告示第1080号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売	IJ	ż	ば	ਣੇ		人		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	指定年月日	
	住		所	氏	名 又	は	名	称		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
松第 99号			松岡良	.幸				松山市南江戸二丁目11番地26号	平成21年7月22日		

○愛媛県告示第1081号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年8月21日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

1 指定年月日及び番号

平成21年8月11日 21中建築(道)第3号

2 道路の位置

伊予郡砥部町高尾田 706 番 9 、 706 番 10 、 706 番 12 、 707 番 4

幅員 4.00メートル

延長 51.83メートル

3 申請人の住所及び氏名

伊予郡砥部町川井1053番地

有限会社伊予ハウジング 代表取締役 森川 繁昌

4 図面省略

公 븯

○公 告

平成20年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害 共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成20年度 財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状 況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 263条の2第3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 建物共済事業

(1)分担金その他収入2 ,082 ,867 ,655円(2)災害共済金その他支出972 ,726 ,771円(3)正味財産23 ,146 ,039 ,502円

2 機械損害共済事業

(1)分担金その他収入986,907,332円(2)災害共済金その他支出329,570,845円(3)正味財産7,002,256,487円